資料3

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 高齢者人口の現状と推移

我が国における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4(2022)年10月1日現在の65歳以上の高齢者人口は3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。65歳~74歳人口の総人口に占める割合は13.5%、75歳以上人口の総人口に占める割合は15.5%と75歳以上人口の割合が高くなっています。65歳以上の人口は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、3,653万人に達し、その後も65歳以上人口は増加傾向が続き、令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

(2) 高齢者を取り巻く現状

令和7(2025)年には、団塊の世代が75歳以上となる等65歳以上の高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者や老々世帯、支援を必要とする要支援・要介護認定者や認知症高齢者の方などが増加する中で、高齢者の孤立や高齢者虐待、老老介護による介護負担、8050問題等個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきています。

また、高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が減少し、令和4(2022)年には65歳以上の者1人に対して現役世代が2.0人となっており、今後、高齢化率が上昇し、現役世代の割合が低下する中で、高齢者の生活を支える仕組みや人材の確保がますます重要となってきています。

(3) 国の動き

このような状況の中、国では、令和5 (2023) 年5月「全世代対応型の持続可能な 社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 31号)」により、介護情報基盤の整備や介護サービス事業者の財政状況の見える化、介 護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、看護小規模 多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、地域包括支援センターの体制整備などを 定めたところです。

また、6月には、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、法律に沿った施策を総合的かつ計画的に推進することが求められているところです。

(4) 第9期計画の基本指針 資料4

国において、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な 指針」が示されました。

第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7 (2025) 年を迎えることとなり、高齢者人口がピークを迎える時期を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。また、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、具体的な施策や目標を優先順位を検討したうえで、計画に定めることが重要となるとされています。

国の第9期計画において記載を充実する事項(案)

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ○地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
 - ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保 等
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
 - ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材確保及び介護現場の生産性向上の推進
 - ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
 - ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進 等

等

2 明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画について

本市では、令和3(2021)年3月に「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画」(以下「第8期計画」という。)を策定し、医療・介護・福祉環境を活用しつつ、これまでの取組みをさらに継承発展させ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し各種施策に取り組んできました。

第8期計画の取組状況の評価・検証を行うとともに、国の基本指針に基づき、「あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)」や福祉分野の上位計画である「明石ほっとプラン(明石市第4次地域福祉計画)」の基本理念との整合を図り、本市における地域包括ケアシステムを一層推進し、高齢者をはじめあらゆる世代の市民が支えあい、自分らしくともに暮らせる地域共生社会を目指して、「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」(以下「第9期計画」という。)を策定します。

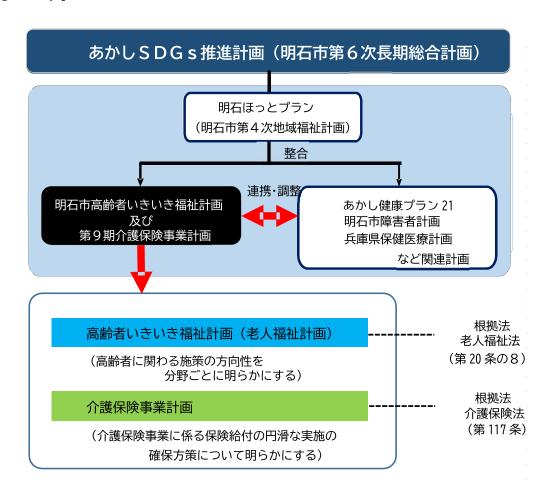
(1)計画の概要

本計画では、本市の高齢者福祉や認知症に関する施策をはじめ、生きがいづくりや 支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性や具体的な取組みを定めます。

また、本市の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込等を踏まえ、高齢者施設等介護サービスの基盤整備計画など介護保険給付の円滑な実施の確保方策を定めるとともに、介護保険給付の財源となる第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を決定します。

(2) 第9期計画の位置付け

本計画は、老人福祉法と介護保険法に基づき策定し、「高齢者いきいき福祉計画」と「介護保険事業計画」とを一体のものとして策定するとともに、市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域共生社会づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくものです。



(3)計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

(4) 今後の予定

- 10	
月	内 容
10	第2回会議開催 ※計画骨子案、サービス見込量の推計等について
11	第3回会議開催 ※計画素案について
R6/1	パブリックコメントの実施
2	第4回会議開催 ※パブリックコメント結果報告、最終報告等
3	定例市議会へ第9期計画案の報告